

浜中町犯罪被害者等支援条例の制定について

① 条例制定の背景

道内では窃盗や傷害など、依然として重大な犯罪は後を絶たず、多くの方々がその被害を受けて苦しんでいる状況にあります。犯罪の被害者やその家族の方々の中には、被害を受けた後に、心無い言動や無理解、プライバシーの侵害などによる二次被害にも苦しめられ、生活面の不安を感じている方も少なくありません。

北海道では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指して、平成30年4月1日に「北海道犯罪被害者等支援条例」が施行され、犯罪被害者等支援の強化や拡充が図られています。

このことから、本町においても犯罪被害者等に対し寄り添った施策を推進するため、本条例を制定し、町民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、取組を進めてまいります。

② 条例の概要

基本理念

- 尊厳を尊重した支援
- 適切な支援
- 途切れることのない支援
- 連携による支援

責務

<町>

犯罪被害者等支援に関する施策の策定・実施

<町民>

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況と支援の必要性について理解
- ・ 二次被害への配慮
- ・ 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

<事業者>

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況と支援の必要性について理解
- ・ 事業活動を行うに当たって二次被害への配慮
- ・ 犯罪被害者等支援に関する施策への協力
- ・ 就労、勤務、休暇等について十分に配慮し、被害に係る法的手続への適切な関与

基本的施策

- 相談及び情報の提供等
- 見舞金の支給
- 日常生活の支援
- 安全の確保
- 居住の安定
- 町民と事業者の理解の増進
- 学校における支援
- 個人情報の適切な管理

③ 見舞金の概要

- 遺族見舞金（30万円）
- 重傷病見舞金（10万円）

※詳細については、浜中町犯罪被害者等支援条例施行規則で定めています。

④ 条例施行日

- 令和7年4月1日